

重要事項説明書

【利用者】

【事業者】 株式会社アルムの家

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、当施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

※本事業所では、利用者に対して指定障がい者地域生活援助サービスを提供します。

当サービスの利用は、原則として介護給付費等の支給決定を受けた方が対象となります。

◇◆目次◆◇

1. 事業者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (1)
2. 事業所（共同生活援助）の概要・・・・・・・・・・・・・・・・ (2)
3. 事業所（共同生活援助）の施設設備等の概要・・・・・・・・ (3)
4. 職員の配置状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (4)
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金・・・・・・・・ (5)
6. 利用者の記録や情報の管理、開示について・・・・・・・・ (6)
7. 苦情の受付について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (7)
8. 署名・捺印・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (8)

当事業所は岐阜県知事の指定を受けています

(指定 第 号)

1. 事業者

名称	株式会社アルムの家
所在地	岐阜県土岐市土岐口中町4-96
電話番号	0572-44-7083
代表者氏名	加藤扶美代
設立年月	2016年2月

2. 事業所（共同生活援助）の概要

事業所の種類	共同生活援助
指定施設	2020年3月1日 岐阜県第27000201546149号
事業所の目的	
◎利用者の意思と人格を尊重し、利用者の立場に立った指定地域生活援助サービスを提供する。	
事業所の名称	アルムもみの木
事業所の所在地	岐阜県土岐市土岐津町高山6-1
電話番号	0572-51-5188
管理者	大寄浩誉

事業所の運営方針

利用者が自立を目指して、地域で日常生活営むことができるよう、利用者の心身等の状況や環境に応じて、共同生活住居において食事を提供すると共に日常生活上の援助を実施する。

開設年月日	2020年3月1日
利用定員	5人
バックアップ機関名	株式会社アルムの家（法人本部）

3. 事業所（共同生活援助）の施設設備等の概要

(1) 居室の概要

居室・設備の種類	室数	面積	備考
個室（1人部屋）	20室	12.42㎡	ベット、エアコン、照明、棚

※居室はすべて個室です。

※居室は申込順に選択できるものとします。

(2) 居室以外の施設設備の概要

施設設備の種類	室数	面積	備考
個室（1人部屋）	5	12.42㎡	
短期入所個室	1	12.42㎡	
職員宿直個室	1	12.42㎡	
食堂	1	20.42㎡	
給湯設備あり			
浴室	3	11.25㎡	
洗濯乾燥室	1		洗濯機2台 乾燥機1台
トイレ	12		
事務室	1	6.76㎡	

※これらの利用については、利用者にご負担いただく費用はありません。

○共同生活住居の建物の概要	
建物の種類	居宅
建物の構造	鉄骨1階建て、鉄骨3階建て
築年月	平成18年9月 築
交通機関	JR中央線 土岐市駅から徒歩7分
○電気・ガス・排水の整備状況	
飲用水	公営水道
電気	中部電力
ガス	石黒商事
排水	下水道

(3) 居室等における備品等		
○個室の備品		
備品名	個数	備考
ベット、収納家具、エアコン	各1	
○共用部分の備品		
冷蔵庫、洗濯機、テレビ、食卓、レンジ、炊飯器、エアコン（食堂）	各1台	
エアコン	32台	各居室、各階に設置
消火器	18個	各階に設置
いす	60台	各階に設置
長椅子	20台	各階に設置
机	32個	各階に設置

※上記以外の衣類や備品、日常生活用品は利用者にご用意いただきます。

(4) 居室の変更

利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況によりその可否を決定します。

(5) 施設・設備ご利用上の注意事項

当事業所において、居室その他の施設・設備をご利用いただくにあたって以下の点にご注意ください。

- ①アルムもみの木は共同生活の場であることを充分認識してください。
- ②高音や騒音を発して他の利用者や近隣に迷惑を及ぼさないようにしてください。
- ③火災予防と保険衛生の確保に努めてください。

4. 職員の配置状況

職種	人数	常勤・非常勤
1. 管理者	1	常勤1
2. 世話人	5	非常勤5
3 夜間支援従事者	8	非常勤8
指定基準	当事業所では、利用者に対して指定知的障がい者地域生活援助サービスを提供する職員として、上記の職員を配置しています。	

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制	標準的な時間帯における最低配置人員
世話人	1名	早朝 6時～ 10時
生活支援員	1名	9時～21時（うち8時間以内）

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

（1）障害者自立支援法対象となるサービス

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

①食事の提供

栄養、利用者の身体の状態、希望や嗜好を考慮した食事の提供を行います。

朝食	(7 : 0 0 ~ 8 : 0 0)
夕食	(1 9 : 0 0 ~ 2 0 : 0 0)

※日曜日と休日の食事の提供は、休止することがあります。

②生活等に関する相談・支援

③余暇活動の支援

④健康管理

(2) その他のサービス

利用者からのご希望により下記のサービスを提供します。

利用を希望される場合には、所定の料金または実費をお支払いください。

なお、所定の料金は、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

①預り金管理

別途預り金管理契約を締結して頂き、これに従って管理を行います。

②就労・学習に関する相談・支援

③行政その他の在宅サービス等の利用希望に関する相談

(3) 利用料金

	金額	備考
	月額	
(1)家賃	月額 35,000円	前月末日までに支払い
(2)光熱水費	月額 8,000円	前月末日までに支払い
(3)食材料費	朝300円、昼500円、夜600円	食べた月の翌月に支払い
(4)日用品費	3,000円	前月末日までに支払い
(5)預り金管理費用	無料	

※利用者が個別に希望される嗜好品等は、その都度実費をご負担いただきます。

(4) 利用料金・費用のお支払い方法

前記の料金・費用は、1か月ごとに請求します。

(1)～(5)は以下の指定口座へお支払いください。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

金融機関口座からの自動引き落とし 利用できる金融機関：東濃信用金庫土岐市駅前支店

<input type="radio"/> 振込先口座：東濃信用金庫 土岐市駅前支店 普通 口座番号 1003259 口座名義名 株式会社アルムの家

6. 利用者の記録や情報の管理、開示について

事業者は、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。

開示に際して必要な複写料などの諸費用は利用者の負担となります。

◇ 閲覧・複写できる窓口業務時間 9：00～17：00

7. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口

大寄浩誉〔職名〕 管理者

○ 受付時間 毎週 月曜日～ 金曜日 9時～17時

○苦情解決責任者

大寄浩誉〔職名〕 管理者

○苦情受付ボックスを食堂に設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

土岐市役所

障害福祉課

所在地 土岐市土岐津町2101番地

電話番号 0572-54-1111

受付時間 9：00～17：00